

議第63号

三島市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例案

三島市職員の退職手当支給に関する条例（昭和37年三島市条例第13号）の一部を

次のように改正する。

第8条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年6月12日提出

三島市長 豊岡 武士